（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
チモールを有効成分とする蒸散剤	（略）	（略）	（略）
チルジピロシンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり４㎎（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
チモールを有効成分とする蒸散剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

別記様式第１号及び別記様式第２号中「㎏」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。